

協会員の役職員に対する処分について

平成21年2月17日

日本証券業協会

はじめに

平成20年5月20日付で報告された「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」（内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング報告書）において、協会員の役職員が関与するインサイダー取引に対する一層の抑止力向上を目的として、インサイダー取引に関与した協会員の役職員に対して、現状以上の厳しい措置を用意すべきであるとの考え方が示された。

また、インサイダー取引のみならず金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為が後を絶たないことから、それら法令等違反行為の抑止を目的として、協会員の役職員に対する処分のあり方全般についても厳格化の観点から検討することとなった。

本協会では、協会員の役職員に対する処分等についての検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、平成20年9月に「協会員の役職員に対する処分のあり方ワーキング」（以下「本ワーキング」という。）を設置し、3回にわたり検討を行ってきた。

1. 協会員の役職員に対する処分の目的と検討要素

本協会が行っている協会員の役職員に対する処分には、行政処分と自主規制処分がある。行政処分や自主規制処分が目指すものは、これらの処分を通じて、有価証券の売買その他の取引等の公正を確保することにより、投資者の保護を図り、もって金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

本協会は、上記の趣旨に基づき協会員の役職員に対する処分を行うに際しては、法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、常習性（違反回数、行為の期間）、取引金額、事故金額、顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）、過去の行政処分及び自主規制処分の有無、役職、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁償、利得の吐出し状況、発覚の経緯等）、刑事訴追の有無並びに反社会的勢力の関与の有無等の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査することとしている（以下「処分の検討要素」という。）。

2. 不都合行為者処分について

(1) 採用禁止期間を無期限とする不都合行為者処分（「無期限不都合行為者処分」）
制度導入の是非

今回の検討の背景には、相場操縦、インサイダー取引等の重大かつ悪質な法令等違反行為の根絶を図り、投資者保護を徹底し、金融商品取引市場への信頼の保持を期するためには、相当強力な措置をも検討せざるを得ないという認識があり、我が国においても、米国などにみられるように、「重大違反者を業界内に受け入れない」という自主ルールを導入することとし、この自主ルールをあらかじめ金融商品取引業に従事する者に周知徹底することを通じ

て、重大違反行為の抑止を期することが是非とも必要であると考ええる。

制度の仕組みとしては、違反行為抑止に向けた自主規制機関としての姿勢を明確にすることや、仕組みの分かりやすさという観点からみて、違反行為後の外務員資格の取得を永久的に認めないなどの事実上の排除措置ではなく、採用禁止期間を5年間とする従来の不都合行為者処分（以下「5年間不都合行為者処分」という。）の延長上の措置として、違反内容の重大度、悪質度が大きく、金融商品取引業の信頼への影響が特に著しい者を対象とする、無期限の採用禁止措置として設計することが適当であると考ええる。

一方、新たな制度の導入に当たっては、対象範囲を明確にすることや、処分決議要件の厳格化、行為者本人への弁明の機会の付与及び不服申立て手続きの整備などの措置も必要と考えられる。

(2) 無期限不都合行為者処分となる対象行為等

不都合行為者処分の適用対象となる行為については、金融商品取引業に関連して行った行為に限ることとし、以下の①から③に該当する場合において「処分の検討要素」を総合的に勘案し、本制度の適用を検討することが適当である。

- ① 金融商品取引法上重い罰則のある法令違反行為（例えば、相場操縦やインサイダー取引等）を行った場合又は金融商品取引業に関連して重大な違反行為（例えば、贈賄、利益供与等）を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- ② 金融商品取引業に関連して、顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為等を行った場合又は専ら自ら（親族、友人、知人その他の関係者を含む。）の利益を追求する目的で法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- ③ 金融商品取引業に関連して、反社会的勢力と共謀して法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

また、過去に不都合行為者処分を受けた者について、再び不都合行為者処分を検討する必要がある場合には、無期限不都合行為者処分の検討を行う必要があると考ええる。なお、5年間不都合行為者処分の適用対象については、上記の①から③の場合で無期限不都合行為者処分とならなかったもの又は以下に該当する場合に適用を検討することが適当である。

- a. 登録取消処分又は資格取消処分の対象となる行為を行った場合
- b. 協会の役員（取締役、監査役、執行役、執行役員、又はこれらに準ずる者をいう。）が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

(3) 手続き面の整備（弁明の機会付与、不服の申立て）

新たな制度の導入に当たっては、弁明の機会の付与等処分の事前手続きを充実し、その処分が予定される者に対して直接弁明の機会を付与するべきである。また、処分後、当該処分に対する不服申立ての方法等についての制度整備を併せて行うことが適当である。

イ 弁明の機会付与

協会員から提出された事故顛末報告書を審査した結果、法令等違反行為を行った者に対し無期限不都合行為者処分が予定される場合は、本協会から行為者及び当該協会員（以下「行為者等」という。）に対して直接弁明の機会を付与する旨の通知を行い、行為者等は出頭又は書面により弁明を行うことができることとし、その弁明の内容について処分の審議を行う外務員等規律委員会に報告することが求められる。

なお、5年間不都合行為者処分が予定される場合についても、上記手続きによることが望ましい。

ロ 議決の要件

無期限不都合行為者処分の決定については、より重大な議決であることから、出席した外務員等規律委員会の構成員の3分の2以上の多数決により行うという慎重な手続きを行うことが適当であると考ええる。

ハ 不服の申立て

無期限不都合行為者処分を決定した場合、処分を執行する前に処分の内容、期限、方法等を書面により行為者等に対して通知し、不服があるときは不服申立書を本協会に提出することとする仕組みを設ける必要がある。

なお、5年間不都合行為者処分の執行に際しても、上記手続きによることが望ましい。

(4) 解除の手続き

解除の要件は、処分後に新事実（無罪が確定した場合を含む）が判明した場合及びその他特段の事情が認められる場合に限ることが適当である。なお、解除の申請は、現行規則では協会員のみが行えることとしているが、当該処分を受けた者を採用しようとする協会員に加え、当該者からの直接申請を認めることが適当であると考ええる。

なお、5年間不都合行為者処分の解除についても、上記手続きによることが望ましい。

(5) 施行時期等

無期限不都合行為者処分については、今後、規則改正等所要の手続きを行い、周知を図ったうえで施行し、改正規則施行以降の行為について適用することが適当である。

3. 営業責任者等の資格に関する処分について

営業責任者の資格に関する処分については、現在、1年以内の期間を定めて営業責任者の資格を停止することができることとされている。他方、外務員の資格に関する処分については、2年以内の資格停止処分又は資格取消処分を行うことができることとされている。

両制度の実際の運用に当たっては、営業責任者資格については、資格取消処分が存在せず、資格停止の期間については、外務員の資格停止処分のほうが長期間となっているため、見直しを行う必要がある。

具体的には、新たに営業責任者資格の取消処分を設けるとともに、営業責任者資格の停止期

間を延長し、現行の外務員資格に関する処分制度と同水準とすることが適当である。

また、同様の趣旨から、内部管理責任者についても、資格停止処分や資格取消処分を行えるようにすべきである。

4. 処分の検討要素等の明示

協会員の役職員処分全体に通ずる考え方を示すこととすれば、処分の透明性及び予見可能性が高まり、法令等違反行為の抑止の一助となるため、本協会が、協会員の役職員に対する処分において考慮してきている処分の検討要素や審査に際しての指針について、協会員の役職員に対して明示することが望ましいと考える。

おわりに

今般の本ワーキングにおける提言と役職員に対する処分についての基本的な考え方を公表することにより、処分の透明性及び予見可能性を高め、協会員各社において、経営陣、内部管理部門並びに営業部門のすべての役職員が、自らの行動を改めて見つめ直し、法令等遵守意識の向上に繋がるきっかけにならんことを強く期待し、また、今後導入されることとなる無期限不都合行為者処分制度が、実際に発動されることなく抑止効果のみに止まることを切に願うものである。

また、国内外での人材の流動化が今後さらに活発化するであろうことを考慮すれば、将来的には、国内の金融商品取引業と類似する業界及び海外での同種の業界において重大な法令等違反行為を行った者が当業界に入ることのないよう、いかに排除するかという課題についても、本制度の定着状況を見極めつつ、国内外の自主規制機関等と連携する等により検討を行っていく必要があると思われる。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行され、特定店頭デリバティブ取引等が新たに本協会の自主規制の範囲となったことに伴う特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員登録の猶予期間（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 50 条第 2 項及び第 66 条第 2 項並びに平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」付則第 2 項）が平成 20 年 9 月 29 日に終了することとなっていた。

このため本協会においては、当該猶予期間の終了後の取扱いについて外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキングにおいて検討を行い、その検討結果である特定店頭デリバティブ取引等に関する事項の外務員資格試験・外務員資格更新研修への反映等の概要が平成 20 年 9 月 16 日の自主規制会議において、了承されたところである。

このため、当該概要に基づき、別紙のとおり、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」及び「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）

- (1) 協会が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を、次のとおりとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 1 項）

- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した一種外務員資格試験等（一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者
- ② 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した試験等により一種外務員、特別会員一種外務員又は特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成 21 年 4 月 1 日以降に本協会が指定する方法による社内研修（第 1 項社内研修）を受講し、その結果を本協会に報告した者
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員資格試験等により、外務員資格の要件を具備した者であり、かつ、この改正前の外務員規則第 7 条の 2 の規定に基づき実施した社内研修（第 2 項社内研修）を受講・報告した者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 2 項及び旧第 7 条の 2）

- (3) その他所要の整備を行う。（第 2 条、第 5 条及び平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の外務員規則付則第 2 項～第 6 項）

2. 「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)

外務員規則において、協会が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、内部管理責任者規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者及び内部管理責任者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第11条、第11条の2、第14条、第14条の2及び第18条)

3. 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」(以下「広告規則」という。)

外務員規則において、協会が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、広告規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告審査担当者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第5条第2項、第3項及び第5項)

Ⅲ. 施行時期

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成21年2月17日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義)	(定 義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務(第4条の2に該当しない者にあつては、 <u>特定店頭デリバティブ取引等(定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)</u> に係るものを除く。)を行うことができる者をいう。	2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務(定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等を除く。)を行うことができる者をいう。
3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 <u>ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u>	3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
4 二種外務員 外務員のうち、定款第3条第1号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第3条第4号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 <u>ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u>	4 二種外務員 外務員のうち、定款第3条第1号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第3条第4号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
イ	イ
ロ (現行どおり)	ロ (省 略)
ハ	ハ
5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登	5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登

新	旧
録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）、<u>金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るもの及び第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u> 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。	録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（<u>特定店頭デリバティブ取引等、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）及び金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るものを除く。</u>）を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>同項第1号に掲げる業務に限る。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
<u>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）</u> <u>第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</u> <u>1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員</u>	（ 新 設 ）

新	旧
<u>資格試験の合格者</u> <u>2 平成21年3月31日以前に実施した試験等により前条第1号に規定する一種外務員、同条第4号に規定する特別会員一種外務員又は同条第6号に規定する特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が資格に応じて有効と認めたもの（以下この条において「第1項社内研修」という。）を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、協会員は、登録を受けている外務員のうち、次の各号に掲げる要件をすべて充足する者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ、平成21年3月31日以前に実施した、平成21年4月1日改正前の「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条の2の規定による社内研修（以下この条において「第2項社内研修」という。）の受講結果が共有される場合であつて、かつ、本協会が適当と認めたときは、第2号において、当該他の協会員が実施した第2項社内研修を、当該協会員が実施したものとして報告することができる。</u> <u>1 平成21年3月31日以前に実施した試験等により、前条各号に掲げる要件を具備した者</u> <u>2 第2項社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者</u> <u>3 前号の報告をした協会員に所属している者</u> <u>3 協会員は、第1項社内研修を実施したとき</u>	

新	旧
は、その結果を本協会が指定する方法により、 <u>遅滞なく、報告しなければならない。</u> (資格外の外務員の職務の禁止) 第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、<u>第 4 条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</u> (削 る) 付 則 (平 19. 9. 18) この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。 (削 る)	(資格外の外務員の職務の禁止) 第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、<u>前条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</u> (特定店頭デリバティブ取引等に係る特例) <u>第 7 条の 2 協会員は、その役員又は従業員に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとする場合には、前条に規定する登録申請書の提出までに、当該登録を受けようとする役員又は従業員に、会員にあつては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあつては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、本協会が指定する方法により社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u> 付 則 (平 19. 9. 18) 1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。 2 <u>協会員は、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までに、第 4 条各号に規定する要件のいずれかを具備し、第 3 条に規定する外務員登録を受けている役員又は従業員に、当分の間、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、その場合にあつては、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間 (以下、この付則において「猶予期間」という。)(その者に当該特定店頭デリバティブ取引等に係る職務を行わせる日 (猶予期間</u>

新	旧
(削 る) (削 る) (削 る)	に限る。)から3か月を経過する日が猶予期間後となる場合は、当該3か月を経過する日までの間。)に第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。 3 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号。以下、この付則において「改正法」という。)附則第18条に規定するみなし登録第一種業者又は同法附則第54条に規定するみなし登録金融機関(以下、この付則において「みなし登録業者」という。)である協会員は、猶予期間に、第3条第2項の規定にかかわらず、新金融商品取引法(改正法附則第14条に規定する新金融商品取引法をいう。以下同じ。)第64条第1項の規定により登録を受けた外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。その者につき猶予期間内に第7条の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。 4 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあつては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあつては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。 5 この改正の施行の日以後に新金融商品取引法第29条の金融商品取引業に係る登録又は同法第33条の2の登録金融機関業務に係る登録を受けた者が本協会に加入する場合であつて、猶予期間に、その役員又は従業員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとするときは、第7条の2の規定にかかわらず、第7条の登録の申請を行う

新	旧
(削 る) 付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	<u>ことができる。</u> 6 <u>前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあつては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあつては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
協会の内部管理責任者等に関する規則 (営業責任者の資格要件) 第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下、「特別会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u> 3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。	協会の内部管理責任者等に関する規則 (営業責任者の資格要件) 第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u> 2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u> 3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。<u>また、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u>

新	旧
4 (現行どおり) (特定店頭デリバティブ取引等に係る特例) <u>第 11 条の2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない。</u> 1 <u>平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</u> 2 <u>平成21年4月1日以降に実施した「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下、「外務員規則」という。)第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u> 3 <u>平成21年3月31日以前に実施した外務員規則第4条の2第2項に定める第2項社内研修を受講し、当該第2項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者</u> (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u> 3 特別会員は、試験規則による特別会員内部	4 (省 略) (新 設) (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u> 2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u> 3 特別会員は、試験規則による特別会員内部

新	旧
管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。	管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。<u>また、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u>
<u>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</u>	(新 設)
<u>第 14 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</u> <u>1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</u> <u>2 平成21年4月1日以降に実施した外務員規則第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u> <u>3 平成21年3月31日以前に実施した外務員規則第4条の2第2項に定める第2項社内研修を受講し、当該第2項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者</u>	
(協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)	(協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)
第 18 条 (現行どおり)	第 18 条 (省 略)
2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第	2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第

新	旧
<u>11条、第11条の2、第14条又は第14条の2</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 1 } (現行どおり) 3 3 (現行どおり) 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条、第11条の2、第14条又は第14条の2</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 付 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。	<u>11条又は第14条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 1 } (省 略) 3 3 (省 略) 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条又は第14条</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (協会の内部審査等) 第 5 条 (現行どおり) 2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下、「外務員規則」という。)</u>第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者に限る。 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又</u>	広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (協会の内部審査等) 第 5 条 (省 略) 2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 4 号に掲げる者に限る。</u> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 6 号に掲げる者に限る。</u>

新	旧
は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の第1号から第5号のいずれかに該当する者に限る。 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。 5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>外務員規則第4条の2第1項第1号に該当する者、同項第2号に規定する第1項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者	1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。 5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u>

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

日本証券業協会

Ⅰ. 改正の趣旨

従来、主幹事会員は、上場会社等のエクイティファイナンスの引受けを行う際に、当該上場会社等の会社関係者が未公表の重要事実を知りながら自社株等の取引を行っている事実を発見した場合は、各社の判断によってエクイティファイナンスの引受けを中止し、一定期間経過後に引受けの再検討を行うこととされてきたところである。

今般、上場会社の役員が、公募増資実施直前に自社株を売却したことが判明したため、一旦当該公募増資を中止した後に、再度公募増資を実施した案件に絡み、同社が株式の発行を行うことを決定した事実を当該役員がその職務に関し知り、この事実が公表される日以前に自社株を売付けた行為が内部者取引違反と認定され課徴金を徴収された案件が発生したことから、従来主幹事会員の判断により行われてきた内部者取引の有無の確認及びエクイティファイナンスの再開の取扱いについて、一定のガイドラインを策定すべきではないかとの指摘を受け、「会員における引受けのあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたところである。

当該検討会における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

Ⅱ. 改正の骨子

- ① 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。）が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。（第 31 条第 1 項）
- ② 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。（第 31 条第 2 項）
- ③ 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が①の規定により取

り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。（第31条第3項）

- ④ 主幹事会員は、①の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。

（第31条第4項）

- ⑤ その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成21年2月17日
(下線部分変更)

新	旧
<u>(引受けの中止時等の取扱い)</u> <u>第31条 主幹事会員は、上場発行者の役員(金 商法第21条第1項第1号に規定する役員を いう。以下この条において同じ。)が、未公表 である当該上場発行者が発行する株券等の募 集又は売出しを行うことを知りながら当該上 場発行者が発行した株券等(第2条第1号に 規定する株券等のうち、不動産投資信託証券 を除く。以下この条において同じ。)の取引(金 商法第166条第6項各号に該当する場合を除 く。以下この条において同じ。)を行ったこと を確認した場合には、当該株券等の募集又は 売出しの引受けを行ってはならないものとす る。</u> <u>2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の 募集又は売出しに係る準備期間中において、 上場発行者の役員により、当該上場発行者が 発行した株券等の取引が行われたことを知っ た場合には、その都度、当該上場発行者から、 当該役員が未公表である当該上場発行者が発 行した株券等の募集又は売出しを行うことを 知りながら行った取引ではない旨、書面によ り確認するものとする。</u> <u>3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の 募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上 場発行者が指名を予定していた主幹事会員の 交代が行われたことを知ったときは、当該上 場発行者に対して、当該募集又は売出しに係 る上場発行者の業務執行を決定する機関が決 定する日(公表がなされるものに限る。)前6 か月の間において、当該上場発行者による株</u>	(新設)

新	旧
<u>券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</u> <u>4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</u>	
（この規則によらない引受け） <u>第 32 条</u> （ 現行どおり ）	（この規則によらない引受け） <u>第 31 条</u> （ 省 略 ）
（海外発行についての準用） <u>第 33 条</u> （ 現行どおり ）	（海外発行についての準用） <u>第 32 条</u> （ 省 略 ）
（この規則の一部の適用除外） <u>第 34 条</u> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 現行どおり ） 7	（この規則の一部の適用除外） <u>第 33 条</u> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 省 略 ） 7

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成21年2月17日
(下線部分変更)

新	旧
(海外発行についての準用) 第13条 規則第33条第3項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。 付 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。	(海外発行についての準用) 第13条 規則第32条第3項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。

プロ向け市場制度の構築に向けた検討について

—「取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ」報告書—

平成21年2月17日

日本証券業協会

はじめに

平成19年12月18日付けで公表された金融審議会金融分科会第一部会の報告書「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」において、従来、厳格な開示義務及びガバナンスを求められる発行者のコストを極力低減させ、資金需要が旺盛な成長性の高い内外の企業が我が国の資本市場にアクセスしやすい環境を整えるために、プロ向けの市場が創設される必要があるとの提言が行われた。

当該報告書においては、プロ向け市場の形態として、①現行のプロ私募（適格機関投資家を対象とする）を活用した枠組み¹と、②取引参加者を特定投資家にまで拡大した場合の枠組みについて検討が行われ、このうち、後者については、取引所金融商品市場において一定の制度を構築するために、既存の法的規制の見直しが行われることとなり、平成20年6月13日に公布され、既に平成20年12月12日に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、法定開示義務を緩和する一方で、取引に参加できる者を投資判断に自己責任を求めることができ、分析能力及びリスク管理能力が備わっている特定投資家に限定した、いわゆる「プロ向け市場」の創設に係る一連の施策が盛り込まれたところである。

一方、前者については、法的な枠組みを変更せずに、適格機関投資家に取引を限定するためにプロ私募を利用するとともに、取引の活発化を図るためにPTS（金融商品取引所が設立するPTS業務を専業とする子会社で活用することにも言及されている。）を活用する等、既存の規制体系の中で新たな制度の構築を求めている。さらに、不公正取引に関しては、「認可金融商品取引業協会において、プロに限定した取引の場の取引対象となる有価証券を、取扱有価証券（協会員による売買等の取引の勧誘を禁止しない有価証券）に指定することにより、不公正取引規制を適切に適用することが適当である。」²との提言が行われたところである。

¹ 金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～（抜粋）

2. プロに限定した取引の活発化

(1) 現行のプロ私募（適格機関投資家が対象）を活用した枠組み

適格機関投資家に対して開示制度の適用を行わないプロ私募制度やPTS（私設取引システム）制度等の現行の制度を活用した取引の場について、以下のような形で整理するとともに、必要な手当て等を講じることが適当である。

① 取引の場

現行のPTS制度を活用した取引の場を設けることが可能である。

④ 不公正取引規制

認可金融商品取引業協会において、プロに限定した取引の場の取引対象となる有価証券を、取扱有価証券（協会員による売買等の取引の勧誘を禁止しない有価証券）に指定することにより、不公正取引規制を適切に適用することが適当である。

² 取扱有価証券は、金融商品取引法第166条に規定するインサイダー取引規制等が課せられている。

こうした状況を踏まえ、本協会では、「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）及び「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「グリーンシート銘柄等規則」という。）の改正を念頭に置き、適格機関投資家に限定したプロ私募が行われた有価証券を、行為規制の対象とするために「取扱有価証券」に指定し、適格機関投資家間での取引をPTSで行う新たな制度（以下「プロ向け市場制度」という。）のあり方について、エクイティ市場委員会（現エクイティ委員会）の下部機関として既に設置されている「取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」という。）において検討を行ってきた。

1. 現状認識

(1) 議論の前提

現在、本協会の定める店頭有価証券規則第3条において、協会員は、原則として金融商品取引所（以下「取引所」という。）に上場されていない株券等である店頭有価証券について、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならないこととしている。

一方、同規則第4条において、顧客が適格機関投資家である場合において、当該店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件に、投資勧誘を行えることとしている。その際の譲渡制限としては、投資勧誘がいわゆるプロ私募³である場合は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第1条の4で規定される適格機関投資家以外の者へ譲渡を行わない旨を定めた契約を締結することを義務付けている。

この規定により、現状においても、本協会の協会員においては、プロ私募を利用した、適格機関投資家の間に限定したいわゆるプロ向け市場的な取引を行うことが可能とされている。

しかし、金融審議会金融分科会第一部会の報告書において、PTSを活用したプロに限定した店頭有価証券を取扱有価証券に指定し、不公正取引規制を適用させることが提言されているが、現行の店頭有価証券規則においては店頭有価証券に対して不公正取引規制を適用させることは想定していない。

そのため、プロ向け市場制度の実現に向けた検討を行うに当たっては、法的な行為規制の対象とするために、プロ私募が行われる有価証券を「取扱有価証券」に指定し、適格機関投資家が当該有価証券を取引する場を現行のPTSを活用した取引の場として設けることが可能であることの検討も踏まえて新たな制度設計が必要である。

(2) 「取扱有価証券」について

「取扱有価証券」は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第67条の18第4号（認可協会への報告）において、「認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）」

³ 金融商品取引法第2条第3項第2号イに定める「適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令（金融商品取引法施行令第1条の4に規定）で定める場合」に合致するよう、譲渡制限が付されたものである。

と規定されている。

これを受け、本協会ではグリーンシート銘柄等規則を制定し、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄」（以下「グリーンシート銘柄等」という。）の取扱いに係る一連の規定を置いている。

当該規則では、協会員が投資勧誘を行うことを原則として出来ない非上場の株式等について、一定の投資家保護上の措置を講じた上で、資金調達及び当該有価証券の流通の場を提供するための制度設計が行われている。すなわち、当該銘柄を取扱う協会員に対して、銘柄審査義務、投資家への説明義務、法定開示に代わる「会社内容説明書」の作成義務、会社情報の閲覧・報告義務、気配公表・報告義務、約定情報の報告義務及び売買管理義務等を課す制度となっている。

一方、今回の提言に基づく新たなプロ向け市場制度の導入については、投資勧誘の対象を適格機関投資家にのみ限定しつつ、従来の「取扱有価証券」で求めている行為規制（主にインサイダー取引の禁止）を課そうとするものであり、これを実現するためには、従来運用してきたグリーンシート銘柄等の制度とは大きく異なった新たな制度の導入を検討する必要がある。

(3) 外国証券の取扱い

現行においては、「取扱有価証券」の対象とされているグリーンシート銘柄等については、店頭有価証券規則第2条第1項第1号に「我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券」等と規定されており、外国証券については対象とされていない。

外国証券の国内店頭取引に関しては、別途「外国証券の取引に関する規則」において規定されており、協会員が既に発行された外国証券を我が国において適格機関投資家に対して勧誘を行う場合は、取扱う銘柄及び開示に関する制限は特段課されていないが、適格機関投資家に対して少人数向け勧誘を行う場合には、当該顧客に対してあらかじめ又は同時に非居住者に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件を付さなければならないこととしている。

また、協会員が国内において海外企業の新たに発行される証券について適格機関投資家向けの私募の勧誘を行う際の規定は、本協会の自主規制規則に規定されておらず、もっぱら金商法施行令第1条の4において適格機関投資家以外の者へ譲渡を行わない旨を定めた契約を締結することが義務付けられている。

このように、国内発行証券と海外発行証券の取扱いが異なることから、海外発行証券も想定した新たな制度を導入する場合は、その規制の整合性を図らなければならないという問題も生ずることになる。

2. ワーキンググループにおける論点整理

本ワーキングにおいては、上記の現状認識を基に、プロ向け市場制度の導入について検討を行う場合の論点を以下のとおり整理した。

(1) 対象有価証券

プロ向け市場制度の創設に当たって、当該制度の対象であるべきと考えられる有価証券については、金商法上の「取扱有価証券」の範囲に限定される。

金商法第 67 条の 18 第 4 号では、「認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）」と規定されており、株券、新株予約権付社債券に加え、新株予約権証券、出資証券、資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券が取扱有価証券の対象とされている。

現行のグリーンシート銘柄等については、国内発行会社が国内で発行した有価証券に限定しているものの、ほぼ同じ範囲の有価証券を指定できることとされている。

金融審議会金融分科会第一部会の報告書の趣旨を勘案すると、プロ向け市場制度の創設に当たっては、「海外企業及び国内の初期段階の新興企業」の発行する有価証券を想定した制度設計が必要であるが、現行のグリーンシート銘柄等の制度のコピーでは、海外企業への対応が困難であることから、必要に応じて「外国証券の取引に関する規則」との整合性を図りながら、制度設計を行う必要がある。

(2) 「取扱有価証券」としての指定

プロ向け市場制度の対象有価証券を「取扱有価証券」に指定する場合は、当該有価証券の取扱いを行おうとする取扱会員が、本協会に対して投資勧誘を行う旨の届出を行い、本協会は、当該対象有価証券を「取扱有価証券」として指定するという、現行のグリーンシート銘柄等の制度と同様の指定方法を定めることが必要である。

その場合、プロ私募の取扱いを行おうとする会員を取扱会員として指定するとともに、プロに限定した取引の場として P T S を利用する場合には、当該銘柄の取引を行う P T S 運用業者にも継続的に気配提示を行うことが必要になることから取扱会員としての指定を必要とする等の措置が必要である。

当該銘柄の取扱いを行おうとする他の会員については、準取扱会員⁴として指定する等の整理が必要であり、さらに P T S を通じた取引以外の取引（例えば取扱会員等による適格機関投資家を相手にした自己売買等）については、更なる検討が必要である。

(3) 指定基準及び審査等

プロ向け市場制度の創設に当たっては、プロ私募が行われた銘柄を取扱うこととな

⁴ 取扱会員：店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより発行会社に対する開示指導等の義務を負うものとして本協会が指定した会員

準取扱会員：当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともにグリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより気配の継続的な提示及び報告等の義務を負うものとして本協会が指定した会員

ることから、本協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」の適用を受けず、プロ私募の取扱いを行う協会員は特段審査を行うことは義務付けられていない。

プロ向け市場制度においては、情報収集能力・分析能力が十分に備わっている適格機関投資家を対象に取引が行われることから、自由度の高い効率的な取引の場の必要性を鑑み、取扱会員が当該銘柄を指定するに際し、反社会的勢力の排除、法令順守態勢の確保といった最低限の指定基準を設定するだけで事足り、それ以上の事項について審査を必要とする意味は薄いと考えられる。

ただし、後述するとおり、「取扱有価証券」として行為規制を課す必要があることから、適時開示態勢の確保は重要であり、その態勢が備わっているか否か等の一定の適格性審査は必要であると考えられる。

また、株券等の流通性を考慮すると、株券の様式及び株主名簿管理人の設置等、株式事務に関する要件を発行会社に具備させる必要があるかどうかについて、慎重に検討する必要がある。

なお、指定取消しに関する基準の必要性については、様々な議論があるところであるが、法令違反、法律の規定に基づく会社の破産手続きの開始等、適時開示態勢の不備等を設定する必要があるのではないかと考えられる。

(4) 継続開示等ディスクロージャーについて

グリーンシート銘柄等の制度導入に当たって、協会員が幅広い投資家に対し非上場有価証券の投資勧誘を行えるようにするために、法的に課されていない企業内容情報をどのように適時・適切に開示すべきかについて検討を行った結果、取扱有価証券の勧誘を行うに当たって、協会員は本協会が有価証券報告書の様式を参考にした開示様式である「会社内容説明書」を用いて投資勧誘を行うことを義務付けたところである。

また、グリーンシート銘柄等に指定された有価証券の発行会社に対しては、継続的に会社内容説明書等の作成及び本協会への提出を義務付け、当該開示資料については、広く公衆の縦覧に供してきたところである。

一方、適格機関投資家のみを対象としたプロ向け市場制度の場合は、情報収集能力・分析能力が十分に備わっている適格機関投資家に限定した取引が行われること、及び情報開示等の規制によるコストを極力抑える観点から、このような継続開示義務を課すことは不要であり、グリーンシート銘柄等の発行会社に課されている会社内容説明書による継続開示の義務は免除されるべきである。

(5) 適時開示義務

プロ向け市場制度の対象有価証券が「取扱有価証券」として指定を受けると、当該有価証券の発行会社は金商法第166条の定めに基づき、インサイダー取引規制の適用を受けることとなり、重要事実の公表を行わなければならない。

そのため、プロ向け市場制度においても、取引所金融商品市場上場銘柄及びグリーンシート銘柄等と同様に適時開示義務を課することが求められる。

発行会社の基本情報である継続開示義務は課さないとしても、刻々変化する会社情報は適格機関投資家にも重要であるだけでなく、不公正取引防止の観点からも、すみやかな適時開示が求められるのは言うまでもない。

ただし、現行の適時開示制度は、法定開示を補完する役割も担っており、継続開示が行われない中で、適時開示義務だけ課されるのはやや違和感もある。

そのため、現行のグリーンシート銘柄等の発行会社に求められている適時開示事項と重要事実として法的に規定される事項を慎重に比較検討し、必要な事項のみを開示する規定の整備が必要である。

さらに、このような適時開示を行える発行会社の管理体制の整備は不可欠である。したがって、プロ向け市場制度の構築に当たっては、当該発行会社の了解のもとで「取扱有価証券」に指定する制度の枠組みが必要である。

また、「取扱有価証券」の指定を受ける有価証券の発行会社が外国企業である場合、当該外国企業に対し、国内の会社と同様にインサイダー取引規制の解除要件となる適時開示を求めることとなるが、既に国内の取引所に上場している外国株券と同様に適時開示を行う体制を確立することが求められることとなる。さらに、具体的な開示に当たり、英文での適時開示は認めるとしても、それ以外の言語の取扱いについては、慎重な検討が必要であると考えらる。

(6) 投資勧誘について

グリーンシート銘柄等に関する投資勧誘は、本協会に対してグリーンシート銘柄等の投資勧誘を行う旨の届出を行った取扱会員及び準取扱会員のみが行えることとされており、他の協会員は、顧客に対する投資勧誘が禁止されている。

他方、現行の店頭有価証券規則第4条に規定する投資勧誘規制において適用除外となる適格機関投資家に対しては、同規則が定める一定の転売制限⁵を付すことによりグリーンシート銘柄等の取扱会員等以外の協会員であっても投資勧誘を行うことができ

⁵ 「店頭有価証券に関する規則」第4条2項に定める譲渡制限については、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。

1 投資勧誘が金商法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第1条の4に定める要件に合致すること。

2 取得勧誘の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第1条の4に定める条件に合致することにより、金商法施行令第1条の5の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該取得勧誘が金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金商法施行令第1条の4に定める要件に合致すること。

3 前2号に掲げる者以外の適格機関投資家

当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

イ 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合

ロ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

ることとされている。

したがって、プロ向け市場制度の創設に当たっては、投資勧誘を行うことができる協会の範囲を抜本的に見直し、準取扱会員の義務のうち、例えば日々気配提示・報告を行う義務を軽減する等により、多数の協会が幅広く機関投資家の取引の仲介を行えるような措置を講じる必要がある。

(7) P T Sを活用した取扱いについて

現在、グリーンシート銘柄等の取引は、準取扱会員である㈱日本証券代行為運営するP T Sにおいて取扱会員が仲介を行う形で取引が行われているが、このP T S取引が実質的に取引の場の中心を占めることとなり、その結果、いわゆる取引所と同様の機能を果たしている。

この場合、取引所と同様、㈱日本証券代行為のP T Sには投資家が直接参加できないため、P T Sと顧客の間には、さらにグリーンシート銘柄等を取扱う「取扱会員」及び「準取扱会員」が存在している。㈱日本証券代行為のP T Sは、本協会の一の会員であることから、制度上、当該P T Sへの取扱いの集中を規則上規定しているわけではなく、実質的に取引が集中している状況である。もちろん、制度上は取扱会員同士が相対で取引を行うことも可能である。

一方で、金融審議会金融分科会第一部会報告によれば、取引の場を「P T S制度を活用した取引の場を設けることが可能である」との考えが示されている。

プロ向け市場制度の創設に当たり、適格機関投資家間における取引をP T Sを利用して行う場合であっても、本協会の規則上、特定のP T Sを指定して取引を集中的に行わせるのは、市場間競争の原理からも、本協会の会員制度の観点からも問題が発生する可能性があるため、複数のP T Sの利用を想定した制度構築をせざるを得ないと考える。

ただし、既に述べたように、取扱有価証券への指定に際し、P T Sを運営する金融商品取引業者を必ず取扱会員として指定しなければならないような工夫は行えるため、P T Sを通じた取引の場の確保は可能であると思われる。

(8) 気配の提示について

現在、グリーンシート銘柄等を取扱う取扱会員に対しては、顧客の取引の参考に資するため、継続的に売り気配又は買い気配の提示を義務付けている。

一方で、プロ向け市場制度においては、取引の場の中心をP T Sとすることから、個別の取扱会員又は準取扱会員の気配の提示を義務付ける必要はなく、P T Sが取引状況の定期的な公表を行うことで事足りると考える。

なお、P T S以外の取引を認める場合においては、投資対象範囲がプロであることに鑑みるとP T S以外の取引を行う取扱会員及び準取扱会員に対しては、継続的な気配の提示を義務付けることまでは求めず、自社での取扱価格及びP T Sで取り扱われている事実を相手方に告知する義務を課すことについて検討することが必要である。

(9) 売買報告及び公表について

プロ向け市場制度においても、会員が当該「取扱有価証券」の取引を行うに当たって、金商法第67条の18第1項第6号の規定に基づき、取扱有価証券の売買の受託をした場合には、当該受託に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量等を本協会に対し報告しなければならないとされている。さらに、同法第67条の19の規定に基づき、本協会は取扱有価証券の売買について、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の売買価格等を協会員に通知し、公表することが求められている。したがって、プロ向け市場制度の創設に当たっては、取扱会員のみならず、取引を行った会員に対して、売買状況等を報告させるグリーンシート制度等と同様の規則を設ける必要がある。

この場合、PTSのみで取引が行われる場合は、PTSを運用する会員がまとめて売買状況を報告することが望ましく、そのための仕組みを新たに構築する必要がある。

なお、本協会における価格等の公表に当たっては、現行のグリーンシート銘柄等の公表システム又はPTSシステムを利用した公表スキームの中で運用すべきか、若しくは別のスキームにより運用することになるのかどうかは、本制度の実施に当たって、具体的に取り決めるを行うべきこととなる内容であると考えられる。

(10) 受渡決済

プロ向け市場制度で取扱う銘柄は、上場有価証券又はフェニックス銘柄ではないことから、現行の株証券保管振替機構で行われる株式等振替制度に対応していない。

また、PTSは清算機関を持たないため、PTSで集中的な売買が行われたとしても、それらの取引について、効率的なネットィングをした上での決済を行うことが困難であり、流通性を阻害し、決済不履行のリスクを回避できない可能性がある。

そこで、決済リスク低減のための具体的な方法について、今後検討をすることが重要となる。

一方で、継続開示が行われない銘柄について、株式等振替制度及び一般振替DVP決済を実現することが可能であるかどうかは、慎重な検討が必要であり、短期間では解決しない問題である。

(11) 売買管理について

プロ向け市場制度における売買管理については、グリーンシート銘柄等を取扱う場合と同様に、本協会が行うことが考えられるが、その際インサイダー取引の売買審査を適切に行える制度整備が必要であり、また、発行会社からの情報提供が行える仕組みの構築も必要であり、グリーンシート銘柄等の制度と同様、発行会社から情報提供に係る同意書を徴求する等の制度整備が必要である。

3. 今後の対応について

本ワーキンググループにおいては、上記のとおり論点整理を行ったが、論点整理の各項目で示したとおり、プロ向け市場制度の創設については、解決しなければならない様々な問題が山積している。

そのため、制度が構築された場合のベネフィットとそれに対応する規制コストについては重要な要素となり得ること、また、取引に参加する協会員における取扱いコストによっては制度の利用の有無に影響すること、プロに限定した当該プロ向け市場制度への各プレーヤーの参加ニーズが予測できないこと、今後取引所において創設される特定投資家向け市場の動向を勘案すべきであること、さらに、当該プロ向け市場制度の創設を行うべきであるとの要請が協会員から寄せられないこと等から、これらの問題についてすみやかに解決し、制度創設に着手する必要性までには至っていない。

なお、現行の店頭有価証券規則に規定される適格機関投資家への投資勧誘の仕組みを利用すれば、プロ向け市場制度が求める国内の初期段階の新興企業の資金調達ニーズにも一定程度は対応可能であることから、当面は当該仕組みの活用を促進することが望ましいとの意見が大勢を占めた。

そこで、今後、これら論点を踏まえた上で、プロ向け市場制度の創設へのニーズが各方面から具体的に生じた場合には、上記の各論点において指摘した問題点を早急に検討し、所管規則の改正作業を行うとともに、プロ向け市場制度の創設に尽力することとする。

おわりに

諸外国におけるプロ投資家を念頭に置いた自由度の高い金融商品市場の拡大は、我が国の証券市場の活性化及び競争力の強化の観点で重要である。特に、明日の日本経済を担う新興市場への資金調達の場の活性化は喫緊の課題であり、情報収集能力・分析能力が高い適格機関投資家に限定したプロ向け市場制度の創設により、発行会社が低コストで資金調達できる環境は理想的であるともいえる。

米国では1990年より、NASDAQがSEC規則144A（プロ私募）銘柄を機関投資家間で取引するための仕組みであるPORTALを提供しており、一定の成果を挙げている。しかしながら、このような制度の構築は、市場参加者全員のニーズがマッチして初めて効率的に機能するものである。

今後とも金融審議会金融分科会第一部会で示された課題解決に向けて、証券界のみならず、適格機関投資家及び諸段階にある新興企業等、より多くの関係者が具体的なニーズに基づいて、更に検討を進めていくことが望まれる。

以 上

平成 21 年 2 月 17 日

平成 20 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」の
参加者アンケート集計結果について

証券教育広報センター証券教育部

本協会などが進めている証券知識普及プロジェクトでは、平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 1 月 9 日までの間、全国 10 会場で中学校・高等学校の教員並びに教育委員会関係者等を対象に、金融経済教育の意義や教育現場における取り組み事例等を紹介し、今後の授業に役立てていただくことを目的に、「金融経済教育フォーラム」を開催し、511 名の参加を得た。

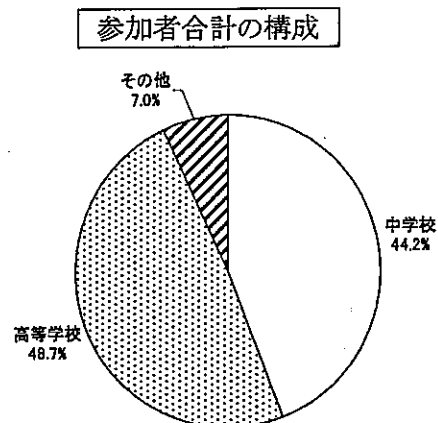
それら参加者に対するアンケート調査（回答者数 393 名、回収率 76.9%）の結果概要は、以下のとおりである。

- 参加した教員の学校区分は、中学校 44%、高等学校 49%。
- 参加者の担当している教科では、最も多かったのは中学校の「社会科」で、以下、高等学校の「公民」、「現代社会」、「政治・経済」などが続いた。
- 参加の動機は、大半の教員が「金融経済教育について勉強したかったから」と回答。
- 参加する際の問題点としては、大半は「特になし」の回答だったが、そのほかでは、「交通費などの費用支出」、「出張・研修扱いにならなかった」、「校務との日程の重複」などが挙げられた。
- フォーラムの内容が授業の参考になるか尋ねたところ、約 95%が「大変参考になった」、「参考になった」と回答。
- 金融経済教育について、「積極的に取り組んでいる」という回答は、全体の 2 割弱。最も多い回答は、「現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」で、約 63%であった。
- 体験型教材の導入については、「体験型教材を導入したいと考えている」、「株式学習ゲーム等を既に導入している」といった前向きな回答が多数を占めた。一方で、「導入する予定はない」との回答も一部みられた。
- 金融経済教育における体験型教材に期待している効果としては、「金融や経済の動きを実感できる」、「金融や経済の仕組みを学べる」などが挙げられた。
- 体験型教材を実施する上で障害となっている理由については、「授業時間が確保できない」が際立って多かった。
- 本フォーラムに参加した感想などの主な回答（自由記入）は次のとおり。
 - ・大変充実した内容で満足しています。今後ともこういう場を提供いただきたいと思います。多忙を極める現場の教員に力を与えてください。
 - ・教師自身が社会の流れ（経済の変化等）に疎く、生徒の将来を考えると金融教育の大切さを痛感しました。
 - ・体験型教材を実際に活用・展開されている方のお話を聞くことができ、導入は「大変そうだな」と思っていたハードルが少し低くなったと感じています。
 - ・内容が盛りだくさんで大変参考になりました。本日いただいた資料を研究し、体験型教材を取り入れられる体制を作りたいと思います。

以 上

1. 参加者について

- ・全国 10 会場で参加した教員 511 名の学校区分は、中学校が 44.2%、高等学校が 48.7%、その他が 7.0%であった。



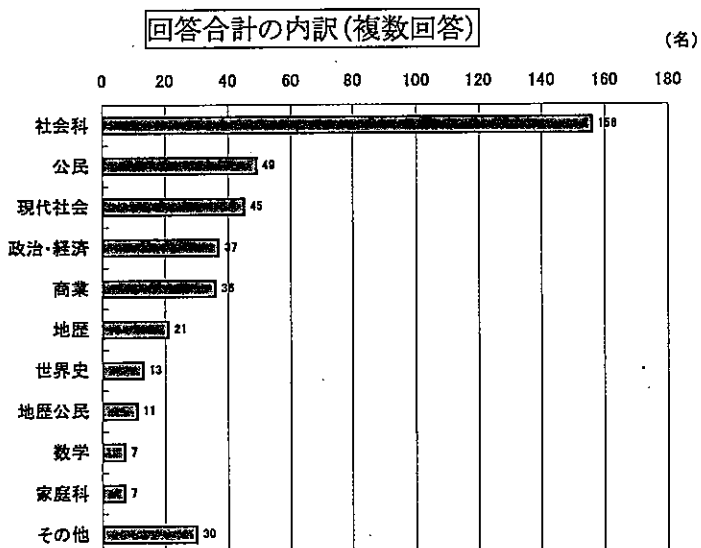
(単位: 名)

学校区分/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合 計
中学校	36	48	44	18	12	12	13	17	12	14	226
高等学校	39	49	31	18	20	14	17	15	17	29	249
その他	15	3	10	1	0	4	0	0	1	2	36
合 計	90	100	85	37	32	30	30	32	30	45	511

(注) 上記の参加者数は、開催当日の受付を済ませた実参加者数で、実際の回答者数とは一致しない。

2. 担当している教科について (複数回答)

- ・参加した教員の担当教科で最も多かったのは中学校の「社会科」で、以下、高等学校の「公民」、「現代社会」、「政治・経済」などが続いた。



(設問 2 の続き)

(単位: 名)

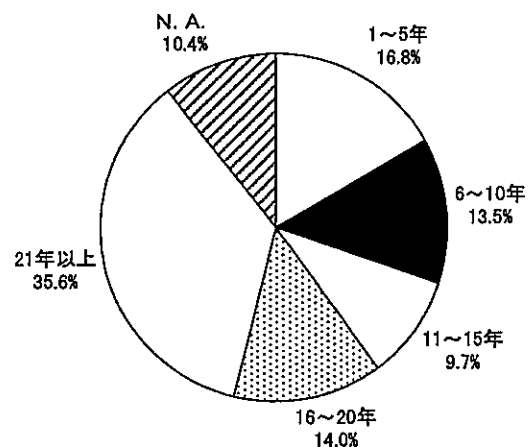
教科/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
社会科<中>	22	19	39	15	10	12	8	15	8	8	156
公民<高>	8	3	0	7	2	6	6	6	5	6	49
現代社会<高>	11	6	0	2	5	6	5	1	4	5	45
政治・経済<高>	9	7	4	2	4	2	3	1	3	2	37
商業<高>	4	1	15	4	3	1	3		2	3	36
地歴<高>	3	0	0	5	1	1	5	2	3	1	21
世界史<高>	4	1	0	1	1	0	2	2	0	2	13
地歴公民<中>	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	11
数学<中><高>	0	1	0	1	2	0	1	0	0	2	7
家庭科<中><高>	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	7
その他	5	4	5	5	2	2	3	1	0	3	30

(注)複数回答。

3. 教職歴について

- ・参加した教員の教職歴は「1～5年」から「21年以上」まで幅広い層に亘る。

回答合計の構成

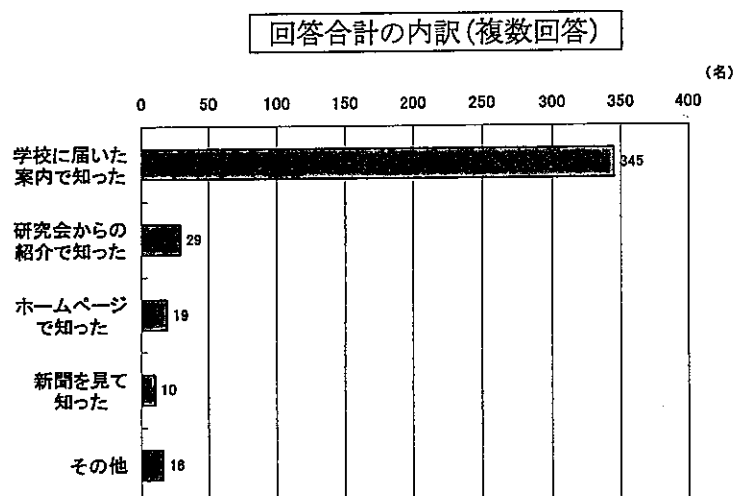


(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
1～5年	15	10	14	7	4	7	5	0	1	3	66
6～10年	13	3	10	3	7	4	3	2	3	5	53
11～15年	3	1	5	9	1	4	2	2	8	3	38
16～20年	8	7	12	5	5	2	6	4	2	4	55
21年以上	19	24	29	8	6	7	10	14	6	17	140
N.A.	6	4	4	2	7	3	3	5	3	4	41

4. フォーラムの開催を知ったきっかけ（複数回答）

- ・フォーラムの開催を知ったきっかけは、「学校に届いた案内で知った」が大半を占めた。



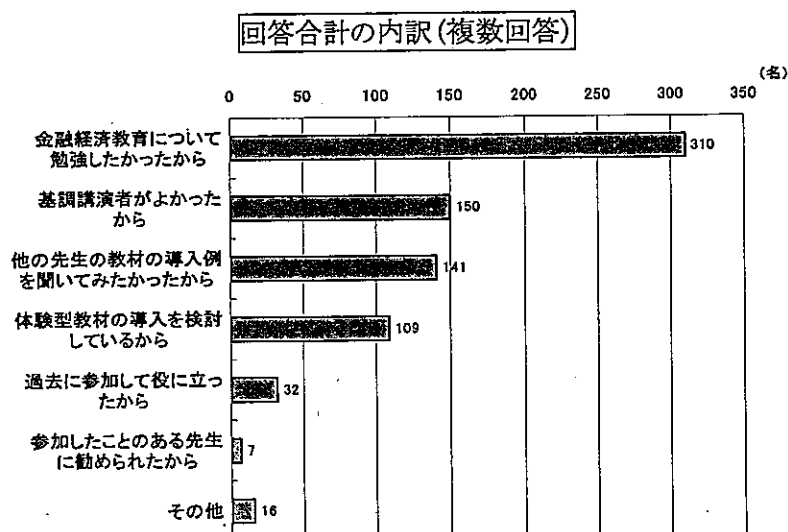
（単位：名）

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
学校に届いた案内で知った	53	43	64	29	27	22	28	25	22	32	345
研究会からの紹介で知った	2	7	4	1	1	6	3	0	2	3	29
ホームページで知った	4	1	2	6	2	2	0	2	0	0	19
新聞を見て知った	5	0	3	0	0	0	1	0	0	1	10
その他	3	2	5	3	1	1	0	0	0	1	16

（注）複数回答。

5. 参加の動機について（複数回答）

- ・参加の動機は、大半が「金融経済教育について勉強したかったから」と回答。このほかでは、「基調講演者がよかったから」、「他の先生の教材の導入例を聞いてみたかったから」、「体験型教材の導入を検討しているから」などが上位を占めた。



(設問 5 の続き)

(単位: 名)

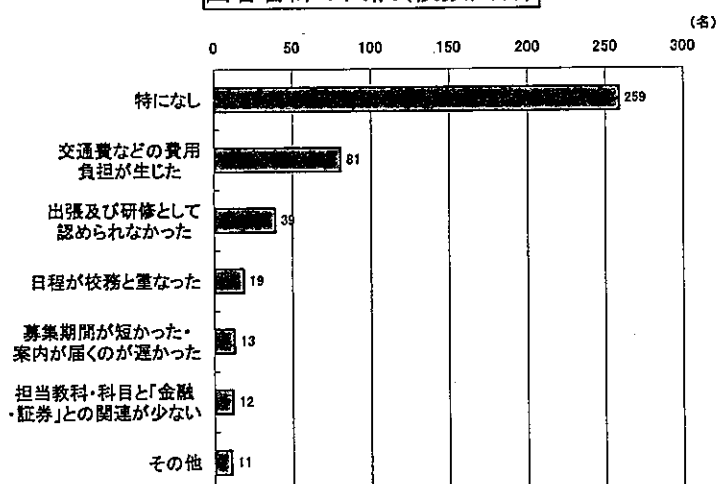
設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
金融経済教育について勉強したかったから	55	32	55	24	24	23	26	20	20	31	310
基調講演者がよかったから	20	28	37	19	9	7	6	5	5	14	150
他の先生の教材の導入例を聞いてみたかったから	21	29	22	10	11	8	10	10	7	13	141
体験型教材の導入を検討しているから	23	13	12	11	9	9	7	8	8	9	109
過去に参加して役に立ったから	4	5	11	4	1	1	1	1	1	3	32
参加したことのある先生に勧められたから	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	7
その他	5	0	3	1	2	1	2	0	0	2	16

(注) 複数回答。

6. セミナーに参加する際の問題点について (複数回答)

- ・参加する際の問題点としては、大半は「特になし」の回答だったが、そのほかでは、「交通費などの費用負担」、「出張・研修として認められなかった」、「日程が校務と重複」などが挙げられた。

回答合計の内訳 (複数回答)



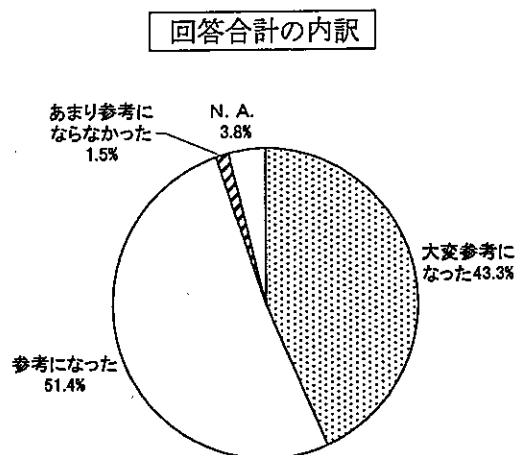
(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
特になし	46	29	49	25	22	22	12	18	15	21	259
交通費などの費用負担が生じた	12	10	12	8	4	4	10	7	6	8	81
出張及び研修として認められなかった	11	3	6	1	3	0	8	1	2	4	39
日程が校務と重なった	0	6	4	1	0	0	0	3	2	3	19
募集期間が短かった・案内が届くのが遅かった	1	1	3	0	2	0	0	0	0	6	13
担当教科・科目と「金融・証券」との関連が少ない	1	0	2	1	1	0	1	3	1	2	12
その他	3	0	3	0	0	1	3	0	0	1	11

(注) 複数回答。

7. 今後の授業の参考になったかについて

- ・フォーラムの内容が今後の授業の参考になったか尋ねたところ、「大変参考になった」、「参考になった」が合わせて約 95% だった。

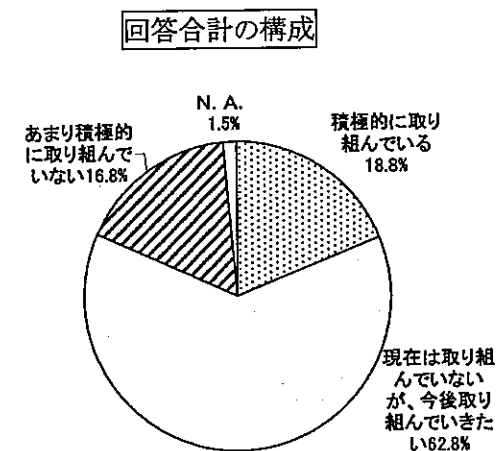


(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
大変参考になった	44	16	25	22	12	9	14	8	7	13	170
参考になった	19	28	48	12	16	16	13	17	14	19	202
あまり参考にならなかった	0	0	1	0	0	1	1	1	0	2	6
N. A.	1	5	0	0	2	1	1	1	2	2	15

8. 金融経済教育への取り組みについて

- ・「積極的に取り組んでいる」という回答は、全体の 2 割弱。
- ・最も多い回答は、「現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」で、約 63% であった。また、「あまり積極的に取り組んでいない」は約 17%。

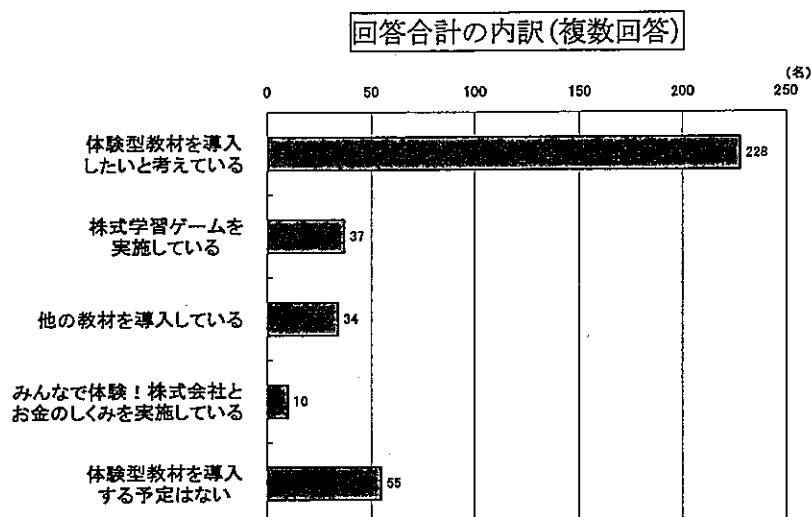


(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
積極的に取り組んでいる	20	4	13	8	7	5	4	4	4	5	74
現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい	38	33	48	23	19	18	18	16	14	20	247
あまり積極的に取り組んでいない	6	9	13	3	4	3	7	7	4	10	66
N. A.	0	3	0	0	0	1	0	0	1	1	6

9. 株式学習ゲームなどの体験型教材の導入等について

- 体験型教材の導入については、「体験型教材を導入したいと考えている」、「株式学習ゲーム等を導入している」といった積極的な回答が多数を占めた。一方、「導入する予定はない」との回答も一部みられた。



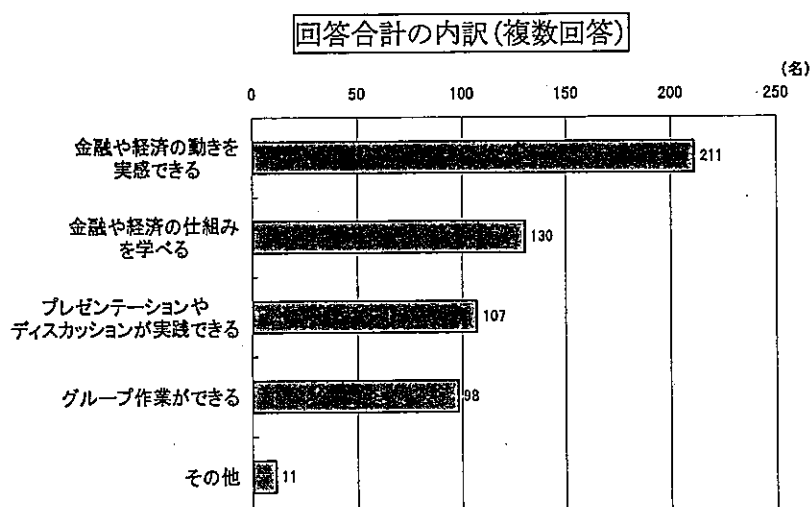
(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
体験型教材を導入したいと考えている	39	28	46	21	18	16	15	14	14	17	228
株式学習ゲームを実施している	10	3	9	5	0	4	0	4	1	1	37
他の教材を導入している	6	2	4	0	4	1	7	2	4	4	34
みんなで体験！株式会社とお金のしくみを実施している	1	0	4	2	1	0	0	1	0	1	10
体験型教材を導入する予定はない	6	10	9	3	4	4	4	5	3	7	55

(注)複数回答。

10. 体験型教材の実施にあたり、期待している効果について

- 金融経済教育における体験型教材に期待している効果としては、「金融や経済の動きを実感できる」、「金融や経済の仕組みを学べる」などが挙げられた。



(設問 10 の続き)

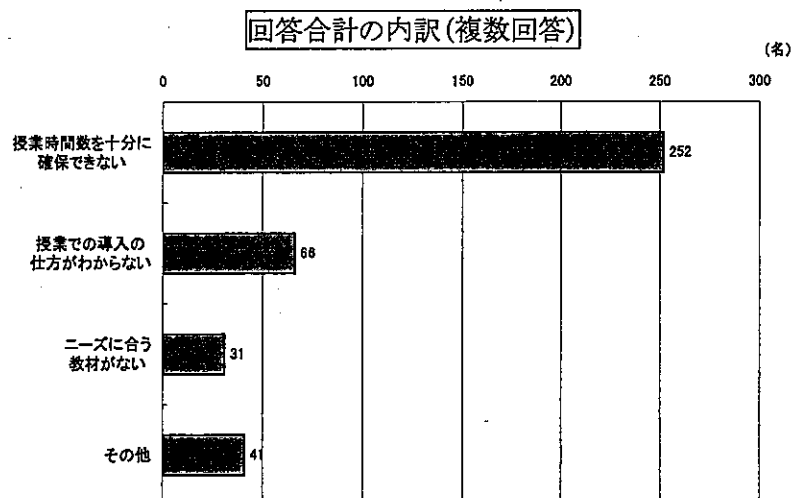
(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
金融や経済の動きを実感できる	42	18	40	23	15	15	14	16	14	14	211
金融や経済の仕組みを学べる	22	7	34	13	9	8	6	8	11	12	130
プレゼンテーションやディスカッションが実践できる	19	6	23	10	9	11	9	4	5	11	107
グループ作業ができる	16	16	14	4	7	8	7	9	8	9	98
その他	3	1	3	0	0	0	3	0	1	0	11

(注)複数回答。

11. 体験型教材を実施する上で、障害となっている理由について

- ・体験型教材を導入する上で障害となっているその理由として挙げられたのは、「授業時間が確保できない」が際立って多かった。



(単位: 名)

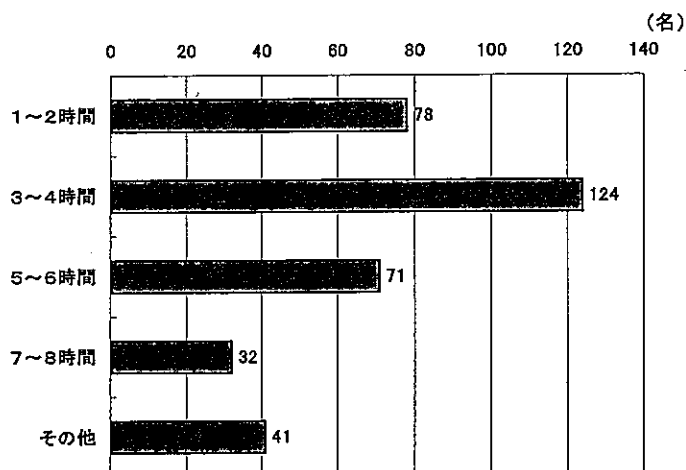
設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
授業時間数を十分に確保できない	44	33	45	22	17	20	17	18	15	21	252
授業での導入の仕方がわからない	6	3	21	2	6	6	4	5	5	8	66
ニーズに合う教材がない	4	1	8	2	2	3	4	2	1	4	31
その他	8	4	5	3	3	2	6	3	2	5	41

(注)複数回答。

12. 体験型教材を導入する場合の授業時間数について

- ・体験型教材の導入時間については、「3～4時間」が最も多く、これに、「1～2時間」、「5～6時間」が続いた。

回答合計の内訳（複数回答）



(単位: 名)

設問/地区	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	高崎	金沢	広島	高松	福岡	合計
1～2時間	9	14	15	2	7	4	12	1	3	11	78
3～4時間	18	15	26	10	5	13	7	12	10	8	124
5～6時間	14	8	8	9	6	4	2	7	5	8	71
7～8時間	8	2	8	4	3	0	1	3	2	1	32
その他	10	2	8	6	2	2	5	1	2	3	41

(注) 複数回答

13. 本フォーラムに参加しての感想などの回答（自由記入の内容を抜粋掲載）

【全体】

- ・最近の経済状況や今後の動向についての講演があれば、また参加したいと思います。年に数回あればなおよいと思います。(東京)
- ・こういう講習の機会を与えてくれたことに感謝します。まずやってみる、実施してみることだと思います。以前、朝日新聞社主催で「NIE 活動」の講習会に参加したことがありますが、どちらも無料ですぐに当校でも取り組むことができるのがよいと思います。まずは自分自身で取り組んでみることだと思います。(東京)
- ・金融・証券だけではなく、広く経済分野の取り組みを聞いてみたいです。(大阪)
- ・今回の講演は非常にわかりやすく面白かったです。(大阪)
- ・機会あるかぎり参加し、よりよい授業を実践したいと思います。正直申し上げて、無料なのが嬉しいです。(名古屋)
- ・苦手な部分をなんとか克服するきっかけになればと思って参加しました。(札幌)
- ・経済の状況がめまぐるしく変化しており、生徒はおろか我々も対応できていません。そこを補完するような専門家の話が聞ける講演があるとよいと思います。(札幌)
- ・非常に参考になる講演でした。佐和教授の講演では金融の知識を、我妻先生・篠田先生の講演では実践例を通して経験されたことを聞くことができました。講演の構成も大変よいと感じました。(仙台)
- ・ぜひ自分も体験学習を取り入れて授業を充実させたいと感じる勉強会でした。(仙台)

- ・経済の奥深さに、まだまだ学ばねばならないことがたくさんあることを実感させられました。生徒の前に、まず自分の体験や知識を広げたいと思います。(高崎)
- ・今回は自分自身が興味があったので参加しました。直接授業に使用できることは少ないですが、機会を見て、現状の経済のことを話していきます。(金沢)
- ・難しい専門用語もあり、こちら側も事前に学習しておくべきであると反省しました。また機会があれば参加したいと思っています。ありがとうございました。(高松)
- ・大変充実した内容で満足しています。今後ともこういう場を提供いただきたいと思います。多忙を極める現場の教員に力を与えてください。(広島)
- ・最近の金融・経済の動き、金融経済の基本について、もう少し時間を取って勉強できればよかったです。金融教育の必要性、大切さを学びました。(広島)
- ・小学校であっても、中学・高校でいろいろ学習していることをしっかり把握して、児童に向き合うと指導に自信と奥行きがもてるので、このような機会に感謝しています。(名古屋)
- ・新しい時代や経済界の動向を体感できるような内容でとても勉強になりました。(福岡)
- ・教師自身が社会の流れ(経済の変化等)に疎く、生徒の将来を考えると金融教育の大切さを痛感しました。(福岡)

【基調講演、実践事例報告について】

- ・言葉は悪いですが、学力が低レベルの学校での苦労や、取り組み事例、対処案を別枠で構いませんので聴いてみたいです。正直、大学生でも、今回の青山学院中等部のレベルに達せません。大学で金融教育を実践していますが、学力レベルが低い学生にとっては「自分で考える」事がとても苦痛で、ターゲットの企業を選ぶだけでも頭を抱えてしまいます。そのような学生への指導方法をぜひ中学・高校の先生方に教えていただきたい。(東京)
- ・平尾氏の講演はクラブ・クラス運営を行う上で非常に参考になりました。また、自分自身の生き方についても考えることができました。(大阪)
- ・大杉氏の指導要領の説明は分かりやすかったです。(大阪)
- ・友が丘中学校の小野先生の話は身近な取り組みでよく分かりました。(大阪)
- ・「パネルディスカッション」の時間も有意義でしたが、質問等は終了後に個別に受けてもらうようにしていただけると、実践事例がもう少しゆったりと聞けたり、もう一例聞くことができと思います。①中学校実践例、②高校「普通科」実践例、③高校「商業科・総合科」実践例とすれば、どの先生方にも身近に感じられるように思います。(名古屋)
- ・中学校だと公民分野は3年生で勉強するためにどうしても受験対策に追われてしまいますが、様々な工夫をして金融経済教育に取り組んでいきたいと思います。(名古屋)
- ・実践報告の先生方、パネルディスカッションも大変ためになりました。(仙台)
- ・現場の先生方のお話が参考になりました。(仙台)
- ・来年度、今日の事例報告等を参考に実施したいと思います。本年度に行った経済分野の体験学習(起業、会社経営等)での反省点、課題等に関しても私なりに解答を得られたように思います。(仙台)
- ・実践報告を聞いて、親からクレームがきたり、生徒も株はやりたくないという声が出たというのはショックです。やはりビジネスや投資について、マイナスのイメージ(金儲け、いやしい)しかないのだと、改めて経済教育の難しさを感じた次第です。短期間の株式教育では、どうしても投機的な結果、印象しか持たれないと思いますが、投資は長期的な観点で行うべきであり、社会生活や暮らしをよくするための事業への支援だということを粘り強く教えていく必要を感じました。(仙台)
- ・実践された先生方に具体的なお話をしていただけたので、大変有益でした。(高崎)
- ・実践報告の発表時間がもう少しあるとよかったと思います。勉強になりました。(高崎)

- ・山根先生のお話がとても分かりやすく、ためになりました。なぜ金融経済教育がこれから重視されるのかを知りたかったのです。教師自身が、教材観や指導観をしっかりと持って、授業のねらいを立てることが大切です。そのような意味でも、今回の勉強会は大変有意義でした。(金沢)
- ・実践事例の報告の中で、実際に授業を受けた生徒にどのような変容があったのか、具体的に報告してくれたら、さらに参考になったと思います。(広島)
- ・体験型教材を実際に活用・展開されている方のお話を聞くことができ、導入は「大変そうだな」と思っていたハードルが少し低くなったと感じています。実際に展開するまでには、まだ準備の時間が多く必要だと思いますが、実践してみたいです。セミナー、大変お世話になりました。(高松)

【体験型教材について】

- ・現実的に授業時間の制約がありますから、なかなか難しいところもあると思いますが、来年、株式学習ゲームへの参加を考えてみたいです。(東京)
- ・「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」ワークブックは、商業の授業(ビジネス基礎、商品と流通、課題研究、総合実践)で幅広く活用できると感じました。(東京)
- ・とてもすばらしい実践で、来年度同様の授業をやってみようと思いました。あらためて、来年もこのゲームをやるぞという気持ちになれたことがうれしかったです。とてもよい教材であり、今後も続けていきたいと思います。ただ、選択社会の時間の確保が H22 年度より厳しくなるので、必須の社会の授業で実施できるよう、教師同士のネットワークの場作り(情報交換の場)ができればありがたいです。(東京)
- ・「株式学習ゲーム」、「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」の実践体験コーナーがあれば良かったです。(大阪)
- ・経済はやはり人の動きの結果であるから、人の姿が見える教材を用意したいと思います。お金の動きのみに重きを置いてしまうので、企業、証券会社などでの人の姿を紹介できるものがあるとありがたいです。(名古屋)
- ・授業導入に対しての各校ごとのサポート体制がどのようなものなのかが知りたいです。これだけ経済動向が上下する中で、先生達がどう対処されているかを知りたいです。(名古屋)
- ・内容が盛りだくさんで大変参考になりました。本日いただいた資料を研究し、体験型教材を取り入れられる体制を作りたいと思います。(札幌)
- ・金融教育のフォーラムには初めて参加しましたが、教材が大変充実しているようなので、機会があれば、ぜひ活用してみたいと思います。(仙台)
- ・大変魅力的な体験型学習教材です。体験あって学びなし…とならないことが大切だと思います。問題解決的な学習になりうるように、しっかりと単元構想を立てる必要性があると感じました。実践事例集の中に、時数を明確にした単元計画を載せるといいと思います。評価についても具体的な記述が欲しいです。(児童、生徒の具体的な姿として)(高崎)
- ・実物の教材なりDVDなどいただければありがたいです。(高崎)
- ・株式学習ゲームなどを体験できる研修の場があると、授業の中に取り入れられますが、体験できないのですぐに導入するのは難しいです。(広島)
- ・来年度、転勤がなければ「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」を考えています。高2対象「企業実践」選択者、平成19年度高3「課題研究」で金融の研究で利用したときによかったのですが、他校でどのような金融教育が取り組まれているか理解できたのでよかったと思いました。(高松)
- ・中学校、高校の金融に関する教科書の部分などがありましたら参考にさせていただきます。(福岡)

以 上

平成 20 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」開催一覧

主催：証券知識普及プロジェクト

共催：全国公民科・社会科教育研究会、全国中学校社会科教育研究会

後援：文部科学省、金融庁、東京都教育委員会ほか各道府県市教育委員会、
日本銀行、金融広報中央委員会

証券教育広報センター 証券教育部

開催日・定員	開催地・会場	講演テーマ等	講師
平成 20 年 12 月 25 日 (木) 参加者 100 名	大阪市 北浜フォーラム	「勝利のチームメイク」	神戸製鋼ラグビー部 総監督 平 尾 誠 二 氏
		「株式学習ゲーム」の立体化と、体験活動を伴う 金融経済教育等の目的と効果に関する考察	同志社香里高等学校教諭 藤 井 宏 樹 氏
		自ら見つけ、学び、わかる喜びを「みんなで 体験！株式会社とお金のしくみ」を通して	神戸市立友が丘中学校教諭 小 野 泰 彦 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 岐阜大学教育学部教授 〔パネラー〕 同志社香里高等学校教諭 神戸市立友が丘中学校教諭	大 杉 昭 英 氏 藤 井 宏 樹 氏 小 野 泰 彦 氏
平成 20 年 12 月 25 日 (木) 参加者 45 名	福岡市 天神ビル	「授業に役立つ経済とお金の話」	キャスター 生 島 ヒロシ 氏
		「株式学習ゲームの実践報告 ～中学校における経済教育～」	飯塚市立幸袋中学校教諭 佐 藤 秀 樹 氏
		「シミュレーション教材を活用した経済的 思考力の涵養」～「みんなで体験！株式会社 とお金のしくみ」の実践報告～	佐賀県立致遠館高等学校教諭 森 勝 俊 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 信州大学教育学部准教授 〔パネラー〕 飯塚市立幸袋中学校教諭 佐賀県立致遠館高等学校教諭	栗 原 久 氏 佐 藤 秀 樹 氏 森 勝 俊 氏
平成 20 年 12 月 26 日 (金) 参加者 85 名	名古屋市 名証ホール	「授業に役立つ経済とお金の話」	キャスター 生 島 ヒロシ 氏
		「株式学習ゲームの実践」	名古屋市立浄心中学校教諭 堀 江 勝 己 氏
		「事例報告 みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」	愛知県立岩倉総合高等学校教諭 井 上 恵 介 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 三重大学教育学部教授 〔パネラー〕 名古屋市立浄心中学校教諭 愛知県立岩倉総合高等学校教諭	山 根 栄 次 氏 堀 江 勝 己 氏 井 上 恵 介 氏
平成 20 年 12 月 26 日 (金) 参加者 32 名	広島市 八丁堀シャンテ	「最近の金融・経済と今後の行方 ー金融・経済の基本と仕組みー」	千葉商科大学大学院教授 斎 藤 精一郎 氏
		「金融経済教育実践事例報告 株式学習ゲーム」	長門高等学校教諭 吉 田 栄次郎 氏
		「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 授業実践例	横浜市立潮田中学校教諭 力 丸 剛 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 信州大学教育学部准教授 〔パネラー〕 長門高等学校教諭 横浜市立潮田中学校教諭	栗 原 久 氏 吉 田 栄次郎 氏 力 丸 剛 氏

平成 20 年 12 月 29 日 (月) 参加者 30 名	金沢市 北國新聞会館	「最近の金融・経済と今後の行方 ー金融・経済の基本と仕組みー」	千葉商科大学大学院教授 斎 藤 精一郎 氏
		「小規模校における株式学習ゲーム」	南砺市立利賀中学校教諭 荒 井 外志明 氏
		「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 授業実践事例報告	帝京中学校・高等学校教諭 魚 山 秀 介 氏
		パネルディスカッション [コーディネーター] 三重大学教育学部教授 山 根 栄 次 氏 [パネラー] 南砺市立利賀中学校教諭 荒 井 外志明 氏 帝京中学校・高等学校教諭 魚 山 秀 介 氏	
平成 20 年 12 月 29 日 (月) 参加者 32 名	仙台市 KKRホテル 仙台	「学校における金融経済教育の進め方」	立命館大学政策科学研究科教授 佐 和 隆 光 氏
		「金融経済教育実践事例報告 株式学習ゲームの活用を通して」	角田市立金津中学校教諭 我 妻 靖 治 氏
		「公民科教育における生徒の 主体的な学びを深める体験型教材の活用」	東京都立富士森高等学校教諭 篠 田 健一郎 氏
		パネルディスカッション [コーディネーター] 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官 谷田部 玲 生 氏 [パネラー] 角田市立金津中学校教諭 我 妻 靖 治 氏 東京都立富士森高等学校教諭 篠 田 健一郎 氏	
平成 20 年 12 月 30 日 (火) 参加者 90 名	東京都 東京証券取引所	教材説明会 「株式学習ゲーム」 「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ！」	
		「授業に役立つ経済解説 ～最近の金融・経済の動向と今後のゆくえ～」	(株)フィナンシャル 代表取締役&CEO 木 村 剛 氏
		「株式学習ゲームと ワークブックを活用した経済学習」	青山学院中等部教諭 藤 森 俊太郎 氏
		「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 ワークブック活用事例	帝京中学校・高等学校教諭 魚 山 秀 介 氏
		パネルディスカッション [コーディネーター] 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官 谷田部 玲 生 氏 [パネラー] 青山学院中等部教諭 藤 森 俊太郎 氏 帝京中学校・高等学校教諭 魚 山 秀 介 氏	
平成 21 年 1 月 5 日 (月) 参加者 30 名	高崎市 ホテルメトロポ リタン高崎	「学校における金融経済教育の進め方」	立命館大学政策科学研究科教授 佐 和 隆 光 氏
		「株式学習ゲームの実践とその可能性」 ～だれでもできる付加価値のつけ方～	東京都立西高等学校教諭 新 井 明 氏
		「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 実践報告	吉井町立中央中学校教諭 茂 木 昭 氏
		パネルディスカッション [コーディネーター] 信州大学教育学部准教授 栗 原 久 氏 [パネラー] 東京都立西高等学校教諭 新 井 明 氏 吉井町立中央中学校教諭 茂 木 昭 氏	

平成 21 年 1 月 6 日 (火) 参加者 30 名	高松市 ウェルシティ 高松	「最近の金融・経済と今後の行方 ー金融・経済の基本と仕組みー」	千葉商科大学大学院教授 斎藤 精一郎 氏
		「株式学習ゲームの実践とその可能性」 ～だれでもできる付加価値のつけ方～	東京都立西高等学校教諭 新井 明 氏
		金融経済教育実践事例報告 ～主体的な学びを深める体験型教材の活用～	三田市立富士中学校教頭 赤井 由和 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 東京都立西高等学校教諭 新井 明 氏 三田市立富士中学校教頭 赤井 由和 氏	
平成 21 年 1 月 9 日 (金) 参加者 37 名	札幌市 札幌証券取引所	教材説明会 「株式学習ゲーム」 「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ！」	
		「授業に役立つ経済とお金の話」	キャスター 生島 ヒロシ 氏
		「株式学習ゲームを教材とした課題研究の実践」	北海道北見商業高等学校教諭 佐々木 義人 氏
		「中学校における金融経済教育 ～選択社会での実践を通して～」	長万部町立長万部中学校教諭 郡司 直孝 氏
		パネルディスカッション 〔コーディネーター〕 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 北海道北見商業高等学校教諭 佐々木 義人 氏 長万部町立長万部中学校教諭 郡司 直孝 氏	

(單位：名)

(注) 平成18年度より開催。一は開催なし。